

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

規制の名称：強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための各種制度の整備等の措置を講ずる政策

規制の区分：新設、改正、拡充、緩和、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

評価実施時期：令和2年2月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

#### （1）新たなユニバーサルサービスの創設

倒木・土砂崩れ等による停電からの復旧作業が地理的に困難な地域（山間僻地等）において、近年頻発・激甚化している災害による停電が長期化する事態が増加しているため、今回の規制措置を講じない場合は、今後、こうした地域における災害による停電被害の増大及び送配電網の維持・復旧コストの増加により、結果として当該地域を含むエリア内の電気料金の増加が想定される。

#### （2）配電事業ライセンスの創設

災害等によって送配電等設備が損壊した場合には、当該区域の設備保有者（一般送配電事業者）が、当該設備の損壊に伴う停電への影響等を鑑み、復旧の優先順位をつけて復旧作業・電源の再稼働指示を行うことになるが、一般送配電事業者はその供給区域全体の復旧を公平に行うため、最終的な需要地まで電気を送る設備の復旧完了までに一定の期間を要する。

#### （3）特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

発電事業の規模に満たない小規模電源や蓄電池の供給能力を集約した上で、小売電気事業者や一般送配電事業者等に電気を供給する新たなビジネスモデルが拡大しつつあるところ、当該ビジネスを営む者に一定の規律を設けない場合、災害復旧時や需給逼迫時において各事業者が自社の利益を優先した調整を行い、電気の安定供給に支障をきたすことが想定される。

#### （4）新たな託送料金※制度の導入

一般送配電事業者については、再生可能エネルギーの主力電源化に伴う系統増強の必要性や大規模災害に備えた電力レジリエンスの向上といった社会的要請の高まりに加え、高度経済成長期に整備された高経年化設備の更新といった構造的課題に直面しており、加えて、多

くの地域で人口が減少していくことが予想される一方で、都市部を中心とした人口流入や電化の進展が見込まれるなど、電力需要の見通しが不透明化していく中でも必要な投資を確保する必要がある。

現状の料金制度（総括原価方式）は独占による超過利潤の発生を防ぐ観点から有意とされてきたものの、（i）効率化等により公正報酬率を上回る収益を上げたとしても値下げが要求され、企業の努力が報酬の増大をもたらさないことから、技術革新と費用節減のインセンティブが制限される、（ii）認可に掛かる行政コストが高く、柔軟な料金改定が困難、等の問題が指摘されてきた。また、総括原価を定期的に再計算することとされていないことから、その妥当性の検証が不十分であるといった問題がある。

※託送供給：発電事業者等が発電した電気を、小売電気事業者からの依頼を受けた需要地まで送電すること。

#### （５）電力データの活用

現行法第２３条では、一般送配電事業者による一般送配電事業目的外の電力データの利用・提供が禁止されているため、データの利活用ができず、電力データを用いた電力ネットワーク運用の高度化や新たなビジネスモデルの分野において、電力データの活用ができない。

#### （６）鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

電気工作物の形成は、一般送配電事業者の裁量に委ねられているため、必ずしも長期的な観点から設備投資が行われぬおそれがあり、これにより電気工作物が脆弱化する可能性がある。

#### （７）災害の事前の備え・早期復旧義務

迅速な災害復旧は現行の業務改善命令の発動基準の１つになっているが、事前の備えについては現状規定がなく、業務改善命令の発動基準としても明確化されていない。規制体系を現状のまま維持した場合、災害への事前の備えに関して各事業者の個別の判断に委ねられた結果、長期停電を将来引き起こしうる状態が放置されることが懸念される。

#### （８）電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方

大規模災害発生時には、一般送配電事業者単独では速やかな復旧作業に支障を来すおそれがあるため、実際には、事故が発生したエリア外の一般送配電事業者が作業員や資材を融通し、複数の一般送配電事業者が一体となって復旧作業を行っている。しかし、これは任意の協力であり、電気事業法上、被災当事者以外の一般送配電事業者には、作業員や資材を融通する義務はなく、経済産業大臣による法律上の権限も存在しないため、今回の規制措置を講じない場合は、一般送配電事業者が連携した復旧作業が行われぬおそれがある。

また、災害復旧に要した費用の一部は託送料金として被災地域を有する電力会社の供給区域全体の需要家負担となるが、昨今の災害の高頻度・激甚化の傾向を鑑みるに、災害が発生している地域とそうでない地域で料金格差が生ずる懸念がある。

(9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

災害時には、一般送配電事業者が作成する通電情報や道路上の倒木情報がまとまった地図等について、自衛隊等の関係行政機関や地方公共団体による見回りや被害状況の調査を目的としたニーズが存在している。しかし、現行の第23条第1項第1号により、一般送配電事業者は、託送供給等業務の目的外の目的で情報の利用・提供が禁止されているため、災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務を課さなければ、適法に情報提供することができない。

(10) 計量規制の合理化

計量法では、電力の取引・証明において、計量法上の検定を受けた電力量計を用いる規制を課しているが、電気自動車（EV）の充電器に内蔵されるメーターやパワーコンディショナーに付随するメーター等による計量等、技術の進歩により様々な計量方法や機器が生まれてきている。

現行制度では、これらの機器により計量した値を元に取引・証明をすると計量法違反となり、実際に、EVの充電サービスでは、計量法の検定を受けた電力量計を使用せず、「kWh」ではなく「時間」を単位として取引が行われているため、計量法の規制を免れる事例も出現している。このような行為は計量法の期待するところではなく、また、電気の利用者の利益の保護の観点から好ましくない状況が放置されることとなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその原因】

(1) 新たなユニバーサルサービスの創設

近年、人口減少等によって需要密度が低下し続けている過疎地域等（例：山間僻地）について、隣接する需要地と電氣的に接続し続けることが電線路の維持・運用に係る費用対効果の観点や災害による送電線の事故の復旧早期化の観点から、問題点が指摘されている。

例えば、一部の山間地域においては、小規模な集落に電気を届けるため、急峻な山脈を長距離横断する電線路が設置されており、高コスト構造となっていることに加え、台風による倒木・土砂崩れ等の自然災害に対して一定の脆弱性を有している。

こうした地域については、離島と同様主要系統から独立した運用を行うことで、系統形成の経済性を高めると同時に、災害に対する強じん性を高めることが可能となるが、離島同様、離島以外の地域（主要系統に接続している地域）と遜色ない料金水準での電気の供給が行われる可能性が低いため、かかる地域への電気の供給を確保する仕組みを創設する必要がある。

## (2) 配電事業ライセンスの創設

平成24年度以降（再エネ特措法施行以降）急速に再生可能エネルギーが普及する前は、需要地に近接する配電網に接続している電源は少なく、需要地から離れた大規模発電所（原子力・火力等）から当該需要地に電気を供給する構造が主流であったため、上位系統（一定以上の電力を通す送電線であり、発電所・変電所等をつなぐ電力供給構造の上流部分）から下位系統（配電網）へと電気を流すことが前提であった。

しかしながら、近年においては、再生可能エネルギーを始めとする分散型電源が増加しており、その多くは需要地に近接する配電網に接続しているところ、その配電網エリア内で消費されない電気（余剰電気）は、上位系統に逆に流れることとなる（従来の電気の流れ（「順潮流」）に対し「逆潮流」と呼ばれる。）が、系統の容量には限界があるため、その容量を超過するおそれがあるときは再生可能エネルギー等の発電を抑制する運用が行われている。

需要地に近接する分散型電源を有効に活用するためには、配電網単位で需給をバランスさせ、逆潮流を最小化させることが重要となっており、近年、こうした配電網の高度な維持・運用を担う者として、AIによる予測・最適化技術など高度な情報通信技術を保有する者や、地域に密着した配電網の運用を志向する地方自治体等の新規事業者の参入が考えられているが、こうした事業は既存の事業類型にも合致しないことから、新たな事業類型の創出が必要となる。

## (3) 特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

発電事業の規模に満たない小規模電源や蓄電池の供給能力を集約した上で、一般送配電事業者や小売電気事業者に特定卸供給を行う事業者が登場、増加しており、電力の安定供給を確保する上で、存在感を高めている。こうした情勢の変化を踏まえ、安定供給及び電気の利用者の利益を確保する観点から、当該事業者に対して適切な規律を課す必要がある。

## (4) 新たな託送料金制度の導入

現行は、一般送配電事業者の行う託送供給に係る料金算定については、経済産業大臣が総括原価方式による総原価等（固定費、変動費などの事業費用と利子、配当に充てるための事業報酬の合計）の審査を行っているところ、i) 利潤の留保を許容しないため自主的な費用削減インセンティブがないこと、ii) 柔軟な原価の再計算プロセスが不存在であること（再計算する場合は、総原価等の審査を受ける必要があり、一部の原価のみの再計算は認められていない。）等の課題が挙げられている。

近年の電力供給を巡る環境変化を踏まえた送配電網の再構築を進めるため、技術革新を踏まえた必要な設備投資の確保とコストの最大限の抑制を両立させる新たな料金規制方式に転換する必要がある。

## (5) 電力データの活用

一般送配電事業者等の事業者はその業務に関して知り得た電気利用者等に関する情報を業務の目的外利用・提供をすることが法律により禁止されているが、近年の情報技術の進展により、様々な分野でビッグデータの活用が進んでおり、電力分野のデータについても利用可

能性が高まっている（※）ことに鑑みれば、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがないものについては、その適正な利用・提供を確保するための仕組みを創設し、データの活用を促進する必要がある。

※例えば、宅配事業においては、各需要家（場所）のリアルタイム電力使用量（時間・電力量）を活用することで、在不在を推測し、宅配事業ルートの合理化・高度化を実現することが検討されている。

#### （６）鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

鉄塔等の電気工作物は、高度経済成長期に整備されたものが多く（償却期間を超えた設備が６割）、今後、その更新投資にあたっては、電気の需要に見合った適正な規模の投資を行うなど計画的な実施が求められている。他方で、一般送配電事業者等には計画的な更新投資を行うことについて、統一的な基準が無く、老朽設備の更新管理も事業者レベルの判断に委ねられている。事業者が無計画に更新投資を行うことは望ましくなく、将来にわたって電気の安定供給を確保するため、財源確保を考慮しつつ鉄塔等の更新を行うべきであり、また、このためには、長期的視点に立った計画的な資産管理（アセットマネジメント）を行い、更新の需要を適切に把握する必要がある。

#### （７）災害の事前の備え・早期復旧義務

電気の安定供給確保の観点からは、実際に災害が発生した場合において、速やかに復旧することに加え、大規模災害に耐えうる強靱な設備形成や災害発生時に備えた訓練の実施など、事前の備えも必要であるため、これを制度上明確に担保する必要がある。

#### （８）電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方

電気の安定供給を確保するためには、災害時における一般送配電事業者間の連携を制度的に求め（現在は任意の協力。）、実効性を担保することが必要であることから、連携の在り方を見直す必要がある。

また、災害復旧に要した費用の一部は託送料金として被災地域を有する電力会社の供給区域全体の需要家負担となるため、昨今の災害の高頻度・激甚化の傾向を鑑みれば、復旧の迅速化・電気の使用者間の公平性を確保するためには、①事業者が仮復旧等を通じた迅速な復旧を躊躇しない②被災した地域とそうでない地域の電気料金に不当な格差が生まれることがないように、新たな費用負担の在り方を創設する必要がある。

#### （９）災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

現行制度上、一般送配電事業者には災害時における関係行政機関や地方公共団体に対する情報提供義務が課されていないことから、仮に一般送配電事業者が情報を提供しない場合であっても、経済産業大臣が指導・監督することができない状況であるため、災害時における一般送配電事業者の情報提供の在り方を見直す必要がある。

#### （１０）計量規制の合理化

住宅用太陽光発電や電気自動車等の需要側エネルギーリソースの普及拡大に伴い、これらを活用した新たな電力ビジネス（上述の特定卸供給事業など）が登場しつつある。他方、近年、これらのリソースに付随する機器（パワーコンディショナー※等）による計量の正確性が向上しているにも関わらず、当該機器による計量値を用いた電気の取引は許容されず、計量法に基づく検定を受けた計量器が必要となり、検定にかかるコスト（検定を受けるコスト、検定料）や計量規制に関する知見を有する人材の不足が新たなビジネスの妨げとなっている。需要家エネルギーリソースの普及を拡大し、強靱なエネルギーシステムを実現するため、計量規制の合理化が必要となる。

※発電された電気を家庭などの環境で使用できるように変換する機器

計量法では、電力の取引・証明において、計量法上の検定を受けた電力量計を用いる規制を課しているところ、電気自動車（EV）の充電器に内蔵されるメーターやパワーコンディショナーに付随するメーター等による計量等、技術の進歩により様々な計量方法や機器が生まれてきている。

現行制度では、これらの機器により計量した値を元に取引・証明をすると計量法違反となる。現実に、例えばEVの充電サービスは、計量法の検定を受けた電力量計を使用せず、「kWh」ではなく「時間」を単位として取引が行われているため、計量法の規制を免れる事例も出現している。このような行為は計量法の期待するところではなく、また、電気の使用者の利益の保護の観点から好ましくない状況が放置されることとなるため、電気事業法で規律を課していく必要がある。

#### 【規制の内容】

##### （１）新たなユニバーサルサービスの創設

現行制度上、一般送配電事業者の主要な系統と接続しない離島地域では、小売電気事業者の参入が期待できないことから、いわゆるユニバーサルサービスとして、一般送配電事業者に対して当該離島地域の需要に応じた電気の供給を行う義務（離島供給義務）を課すこととしている（第2条第1項第8号ロ、第17条第5項）。

今般、一般送配電事業者の申請に基づき、主要な電線路から独立してその区域内における電線路を維持・運用することが、その事業の効率的な運営に資すること等の基準を満たす地域として経済産業大臣が指定する地域についても、主要な系統から切り離すことを認め、離島と同様にユニバーサルサービスの対象に追加する（離島供給義務と同様、当該独立区域における一般送配電事業者の供給義務を創設する）。

##### （２）配電事業ライセンスの創設

電気の安定供給の確保と効率的な系統（電線路）形成の観点から、配電用の電線路を維持・運用して託送供給等を行う事業を「配電事業」として電気事業法上新たに位置付け（許可制）、許可を受けた地域における託送供給等義務、電圧・周波数維持義務を課す。

##### （３）特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

分散型エネルギーリソース（再エネ、蓄電池、需要側設備等）を束ねて制御し、一般送配電

事業者等に卸供給を行う事業を「特定卸供給事業」として電気事業法上位置付け（変更命令付届出制）、安定供給の確保の観点から、一般送配電事業者又は配電事業者と約している場合には、発電事業者と同様に、供給継続義務を課す。

なお、現行制度上、「特定卸供給（※）」という行為は定義されているが、当該供給を行う事業に対する規制は存在しない。

※小規模な再エネ等による電気（ポジワット）や需要を抑制することにより得た余剰電気（ネガワット）を供給力として卸供給すること

#### （４）新たな託送料金制度の導入

託送料金規制について、一般送配電事業者は、託送供給の料金の算定基礎として「収入の見通し」を一定の期間ごとに算定し、経済産業大臣の承認※を受けることとする。また、一般送配電事業者は、料金その他の供給条件について託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることとする。このうち、託送料金については、経済産業大臣の承認を受けた「収入の見通し」を超えない収入の額を算定の基礎としている場合には、認可によらず届出によって変更できることとする。

※経済産業大臣が総原価や物価上昇率、生産性上昇率等を踏まえ承認する。

#### （５）電力データの活用

現行、一般送配電事業者に対し、その業務において知り得た情報を当該業務目的以外の目的で利用・提供することを禁止しているが、今般、一部例外を設け、提供を受けた情報を適正に管理等行う者として経済産業大臣が認定した者（認定電気使用者情報利用者等協会※）に対する規律を規定する。

※電気使用者の情報を利用しようとする者（情報利用者）及び一般送配電事業者を会員とする一般社団法人で、一般送配電事業者から提供された電気使用者の情報を本人（電気使用者）の同意を得て、利用者に提供する等、電気使用者の情報提供業務に関する事務を行う法人。

#### （６）鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

一般送配電事業者に鉄塔等の電気工作物に関する台帳の作成・管理を義務化するとともに、その記載内容に基づき、長期的な観点から、計画的な更新等を行う義務を課す。

#### （７）災害の事前の備え・早期復旧義務

現行制度上、一般送配電事業者に対する業務改善命令の発動基準として、「災害等による電気の供給支障を除去するために必要な修理等を速やかに行わないとき」を法文上位置づけており、この規定により、実質的に一般送配電事業者に対して、迅速な災害復旧を求めている（第２７条第１項）。（災害の事前の備えについては現行規定なし。）今般、一般送配電事業者による災害からの迅速な復旧を行う義務を明確化するとともに、災害への事前の備えを講ずる義務を新たに創設する。加えて、業務改善命令の発動基準として、これらの義務に違反した場合を追加する。

(8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方  
一般送配電事業者は、共同して、一般送配電事業者間相互の連絡に関する事項等を記載した災害時連携計画を策定することとし、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出ることを義務付ける。加えて、経済産業大臣は正当な理由が無く、一般送配電事業者が当該災害時連携計画を実施していないため、電気の安定供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、一般送配電事業者に対し、計画の実施を勧告することができる規定を設ける。

また、災害からの迅速な復旧を促進するため、推進機関において電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付する業務を追加する。

#### (9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

災害時においては、経済産業大臣は一般送配電事業者に、地方公共団体等の関係機関に対する情報提供を求めることができることとし、一般送配電事業者は正当な理由がない場合、これに速やかに応じなければならないこととする。また、実際に災害が起きた場合における情報提供のみならず、減災に資する防災訓練等の目的であっても、情報提供義務を課すことが適当であることから、減災目的での情報提供も対象に含めることとする。

#### (10) 計量規制の合理化

計量法の検定を受けた電力量計ではないものを用いて計量を行おうとする者は、経済産業大臣に届け出た上で、経済産業大臣が定める基準を遵守するものとする。この場合、計量法第16条等の適用を除外することとする。

#### 【規制以外の政策手段の内容】

##### (1) 新たなユニバーサルサービスの創設

政府がガイドラインを策定し、主要系統から山間部等の区域の系統を独立させることを認めることが考えられるが、ユニバーサルサービスの対象として義務づけできないため、当該エリアの電気料金が高騰するおそれがある。

##### (2) 配電事業ライセンスの創設

電気事業を安定的に行う上で不可欠な設備である電力ネットワークを運用する主体である配電事業を規制しない場合、技術的能力の無い者が担うおそれや、電気事業者を差別的取扱うこと、不当に高い託送料金を設定すること等が想定され、電気事業の安定供給性や電気の使用者の利益を損なうおそれがある。

##### (3) 特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

一般送配電事業者や配電事業者の電力ネットワークを運用する者に対して特定卸供給を約している特定卸供給事業者を規律しない場合、計画していた電気の量が電力ネットワークに流れないおそれがあり、これが現実化すると停電を引き起こす可能性がある。

(4) 新たな託送料金制度の導入

政府がガイドラインを策定し、自主的な費用削減・定期的な洗替申請を求めることが考えられるが、拘束力がないため、実行性を担保できず、効果が見込めない。

(5) 電力データの活用

認定協会に対し、政府がガイドラインを策定し、遵守を求めることが考えられるが、拘束力がないため、徹底した情報管理体制の確保が見込めない。また、一般送配電事業者等が業務上知り得た情報を認定協会に対して提供することについては、例外規定を法律上で設けない限り提供することが不可能であるため、制度改正以外の手段は考えられない。

(6) 鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者にアセットマネジメントを行うよう求めることが考えられるが、拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

(7) 災害の事前の備え・早期復旧義務

政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者に災害に事前に備えておくよう求めることが考えられるが、拘束力がないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

(8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方

災害時連携計画については、政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者に災害時に協力を行うことを求めることが考えられるが、実際に協力しなかった場合に特段の措置を一般送配電事業者に対し講ずることができないため、実効性を担保できず、効果が見込めない。

(9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

政府がガイドラインを策定し、関係者への情報提供を促すことも考えられるが、任意の取組みに委ねることとなり、個人情報保護法の適用も曖昧となることから、実効性が確保されないことは過去の事例からも明らかであり、解決手段として適当ではない。

(10) 計量規制の合理化

計量法の適用を除外する措置であるため、法改正以外に方法はない。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

#### 【遵守費用】

##### （１）新たなユニバーサルサービスの創設

独立系統化する地域については、独立系統内の電源コスト等が想定される。一方で、独立系統化することにより主要な系統と当該地域を接続していた系統が不要となるため、当該系統の維持・更新等の費用が削減されること、費用対効果等を分析した上で独立系統化がなされることから、追加的な負担が過度に生ずるものではない。

##### （２）配電事業ライセンスの創設

許可制度関係については、許可又は届出の書類作成等の費用が想定される。また、事業開始の準備をしたにも関わらず、許可が得られない場合には当該事業者の機会コストが発生する。ただし、現行制度において送配電設備の太宗を保有している既存の一般送配電事業者においては同様に許可制が設けられているところ、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

##### （３）特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

届出制度関係については、届出の書類作成等の費用が想定される。ただし、現行制度において発電設備を保有している一般送配電事業者、発電事業者にはそれぞれ許可制・届出制が採用されているところ、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

##### （４）新たな託送料金制度の導入

承認関係については、承認に係る書類作成等の費用が想定される。ただし、現行制度において一般送配電事業者は総括原価方式に基づいた料金を算定し、当該料金が記載された託送供給等約款の認可を受ける手続を行っているところ、料金部分に関する認可手続（査定）が切り出されたものと考えられること、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

##### （５）電力データの活用

認定関係については、認定に係る書類作成の費用が想定される。

##### （６）鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

台帳の作成については、台帳作成や電気工作物の管理の費用等が想定されるが、電気工作

物の管理については従来より事業者が電気の安定供給の確保のために、基より当然行うべきことであり、法文上明確化しただけに過ぎず、これにより過大に追加的な費用が発生することは考えにくい。

(7) 災害の事前の備え・早期復旧義務

本改正により規定が明確化されただけであり、元より当然行われるべき義務であるため、この規制により費用負担が発生することはない。

(8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方

災害時連携計画の策定については、一般送配電事業者に対し、災害時連携計画に係る書類作成や検討に関する費用が想定される。

災害復旧に係る新たな費用負担の在り方については、対象となる事業者に対して交付金の対象となる費用の算定や申請に係る書類作成に関する費用が想定される。

(9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

情報提供については、一般送配電事業者に対し、個人情報管理に関する費用が想定される。

(10) 計量規制の合理化

規制緩和になるため、新たな遵守費用は発生しない。

**【行政費用】**

(1) 新たなユニバーサルサービスの創設

指定区域の書類の審査・受理業務等の費用が想定される。

(2) 配電事業ライセンスの創設

許可制度関係については、許可又は届出の書類の審査・受理業務等の費用が想定される。

(3) 特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

届出制度関係については、届出の書類の審査・受理業務等の費用が想定される。

(4) 新たな託送料金制度の導入

承認関係については、承認に係る書類の審査・受理業務等の費用が想定される。

(5) 電力データの活用

認定関係については、認定に係る書類の受理・審査関係の費用が想定される。

(6) 鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

特段新たな費用は発生しない。

(7) 災害の事前の備え・早期復旧義務

(8) に包含される。

(8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方  
災害時連携計画の策定については災害時連携計画に係る書類の検討に関する費用が想定される。

災害復旧に係る新たな費用負担の在り方については、交付金の対象となる費用の算定や申請に係る書類の検討に関する費用が想定される。

(9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

情報提供については、個人情報の管理に関する費用が想定される。

(10) 計量規制の合理化

下記④参照。

#### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(10) 計量規制の合理化

計量法の適用を除外する措置を講ずるが、電気事業法において経済産業大臣が定める基準に遵守させる義務を措置しているため、今後、当該基準が遵守されているかについてモニタリングが必要になるが、規制を緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から必要なものである。

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

#### (1) 新たなユニバーサルサービスの創設

災害時に復旧が難航することが見込まれる地域では、再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーリソースを活用して、主要地域と当該地域を繋ぐ電線路を切り離し、独立して電力供給システムを構築（独立系統化）すれば、電気の安定供給性を向上させるとともに、送配電網の維持コストを全体として節減することが可能である。

#### (2) 配電事業ライセンスの創設

地域における配電設備の維持・運用を一般送配電事業者の電力網から独立して行うことにより、災害発生時において、地域内の電源を活用して早期に地域内の電力需給を安定させ、これにより、大規模停電を回避し、停電被害を最小化することが可能である。

また、近年のAI、IoT技術等の高度化により、特定地域内の多数の分散型電源による電気の供給と需要を調整し、効率的な系統形成を実現することが可能となっており、平時から特定の地域における配電設備の独立した維持・運用を行うことにより、再生可能エネルギーを含む分散型電源の最大限の活用と系統投資の抑制を両立することが可能となる。さらに、地域の特色に応じて、電源と需要地との距離が近接した場合には託送料金を安く設定するというような課金体系の工夫等を通じて、特定地域において設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減により全体のコスト効率化も期待される。

#### (3) 特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

アグリゲーターのような平時から分散型エネルギーリソースを束ねて電力の卸供給を行う者を規定することで、分散型エネルギーリソースの導入が促進され、電力の安定供給につながることを期待されるとともに、供給過多の地域から需要過多の地域に電気を引き渡すことが可能となるため、電気の効率的な供給ひいては電気料金の低減に一定程度寄与することが期待される。

#### (4) 新たな託送料金制度の導入

国の一定の関与の下、一般送配電事業者がその事業の運営に通常必要と見込まれる適正な収入水準を定め、当該収入見通しの範囲内で自由な料金設定を認めることで、適正な事業の質を担保しつつ、事業者の創意工夫によるコスト効率化を進めるものである。

#### (5) 電力データの活用

過去のスマートメーターのデータを分析することにより、曜日や時間帯ごとの推定在宅人口を予想することで、大型災害発生時の避難時に問題となる事象（避難所過不足等）を把握し、避難計画に反映することが可能となる。また、電力データを活用した新たなビジネスモデルに期待することができる（例として、電気の利用を通じた在宅時間帯の確認等）。

#### (6) 鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

設備老朽化リスクの定量的な評価モデルを開発し、各一般送配電事業者に対して当該モデルに準拠した更新計画の策定を求めることで、長期的視野に立った計画的な資産管理が可能となる。

#### (7) 災害の事前の備え・早期復旧義務

災害の事前の備えを明確化することで、災害時に迅速な対応、復旧を行うことが可能となることで、災害に対応する費用の削減、電力供給を早期復旧することで得られる利益等の効

果が見込まれる。

(8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方

大規模災害発生時に、より効率的に事故が発生したエリアの一般送配電事業者とエリア外の一般送配電事業者が作業員や資材を融通し、複数の一般送配電事業者が一体となって復旧作業を行うことが見込まれる。加えて、災害復旧に係る新たな費用負担については各エリアの災害復旧に係る負担を平準化し、全国の電気料金の公平性を確保することが期待される。

(9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

近年災害時に、地方自治体のニーズとして、地方自治体が保有する要介護者・独居老人等の情報と停電情報とを組み合わせ、重点的に自宅訪問を行うなど、停電により住民の生命、身体等に対する被害が生ずるおそれのある緊急の事態に対処するため、一般送配電事業者が把握し得る自宅レベルでの停電情報を活用したいというものがある。

加えて、自衛隊等による道路啓開（緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易的な救援ルートを開けること）を迅速に行うため、一般送配電事業者が把握する被害状況を活用したいというニーズがある。

本規制により、これらのニーズを満たすことができ、より機動的に災害に対応することが見込まれる。

(10) 計量規制の合理化

計量法では、電力の取引・証明において、計量法上の検定を受けた電力量計を用いる規制を課しているところ、電気自動車（EV）の充電器に内蔵されるメーターやパワーコンディショナーに付随するメーター等による計量等、技術の進歩により様々な計量方法や機器が生まれてきている。

現行制度では、これらの機器により計量した値を元に取り引・証明をすると計量法違反となるところ、現実には、例えばEVの充電サービスは、計量法の検定を受けた電力量計を使用せず、「kWh」ではなく「時間」を単位として取引が行われているため、適用除外により、こうした計量も認められることになり、計量が適正化されることになる。

また、分散型エネルギーリソースを活用することにより設置される計量器の数が著しく増大することから引き起こされる計量コストの増加を、現行の計量規制を適用除外することで防ぐことができる。

## ⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益については、例えば、停電による社会コストを低減させることができる点が挙げられるが、停電による影響は、その規模・期間の差により個別に異なることから、あらかじめ見積もる性質のものではないため、定量的な算出は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(10) 計量規制の合理化

事業者の分析により、代替計量手法について金銭価値化を行っているが、事業者の計量コスト等が判明するため、競争情報に該当し、公表することができない。

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

(1) 新たなユニバーサルサービスの創設

独立システムを運用することにより、長距離送電線の撤去につながるため、維持管理コストを削減することができる。また、山間部での送電線の維持管理作業に伴い、発生していた獣害の減少が見込まれる。

従来山間僻地への系統は、山間部を切り開いていたが、切り離すことで森林伐採を一定程度緩和でき、跡地に植林を行うことでCO2の削減が見込まれる。

(2) 配電事業ライセンスの創設

地域の特色に応じた、課金体系やサービスを提供する配電事業者が都市部以外に進出することにより、そのサービス・料金に魅力を感じた住民や企業（工場等）が移住し、東京を含めた都市部への集中の緩和が期待される。

他方で、電力系統の整備作業等に従事する作業員について、一般送配電事業者は自社で作業員を雇用している場合もあれば、委託によって作業員を確保するケースもあるところ、配電事業者が作業員を個別に確保することで、作業員が不足し、一般送配電事業者の供給区域の復旧が遅れる可能性があることは否定できない。

(3) 特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

経済産業大臣がアグリゲーターをあらかじめ把握しておくことで、アグリゲーターへの依頼を通じて効率的に自家用電気工作物設置者に焚き増しを指令することも可能となるな

ど、災害復旧においても、今後重要な役割を果たしていく存在となり得る。

(4) 新たな託送料金制度の導入

費用削減インセンティブが働くことで、より合理的な電力料金を提供するための新たな技術やサービスが生まれることが期待される。

(5) 電力データの活用

電力データがより開放的に活用されることで、不動産事業や配送事業等の他産業での活用が見込まれ、結果的にデータ分析の技術が高度化されることが期待される。

(6) 鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

長期的な視野に立ち計画的に資産管理を行うことにより、老朽設備の維持管理に必要なコストの適正化を行うことができる。

(8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方

災害時における事業者間の連携を強めることで、被災した一般送配電事業者以外の一般送配電事業者にも災害対応のノウハウが蓄積されることが見込まれる。

(9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

電力データを用いて、災害発生時に備えた訓練を実施することで、近隣住民の災害への意識を醸成することにつながる。地方自治体等に災害時の停電情報等を提供することにより、災害時に有志のボランティアを有効活用することができ、被災した自治体職員や電力会社の社員の負担を軽減することにつながる。

(10) 計量規制の合理化

計量規制の適用除外により、計量コストが減少することによる計量ビジネスの拡大につながる。例えば、小さな電力量であっても相当のポテンシャルを秘めている小口のリソース活用の道を開くことになる。

## 5 費用と効果（便益）の関係

### ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し記載する。分析方法は以下の通り。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

### (1) 新たなユニバーサルサービスの創設

遵守費用として、独立系統化する地域については、一般送配電事業者に対し、独立系統内の電源コスト等が想定される。一方で、独立系統化することにより主要な系統と当該地域を接続していた系統が不要となるため、当該系統の維持・更新等の費用が削減されるどころ、費用対効果等を分析した上で独立系統化がなされることから、追加的な負担が過度に生ずるものではない。

効果について、災害時に復旧が難航することが見込まれる地域では、再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーリソースを活用して、主要地域と当該地域を繋ぐ電線路を切り離し、独立して電力供給システムを構築（独立系統化）すれば、電気の安定供給性を向上させるとともに、送配電網の維持コストを全体として節減することが考えられる。

副次的効果として、独立系統を運用することにより、長距離送電線の撤去につながるため、維持管理コストを削減することができる。また、山間部での送電線の維持管理作業に伴い、発生していた獣害の減少が見込まれる。

従来山間僻地への系統は、山間部を切り開いていたが、切り離すことで森林伐採を一定程度緩和でき、跡地に植林を行うことでCO2の削減が見込まれる。

### (2) 配電事業ライセンスの創設

遵守費用として、許可制度関係については、配電事業者、行政機関に対し、許可又は届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。また、事業開始の準備をしたにも関わらず、許可が得られない場合には当該事業者の機会コストが発生する。ただし、現行制度において送配電設備の太宗を保有している既存の一般送配電事業者においては同様に許可制が設けられているところ、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

効果について、地域における配電設備の維持・運用を一般送配電事業者の電力網から独立して行うことにより、災害発生時において、地域内の電源を活用して早期に地域内の電力需給を安定させ、これにより、大規模停電を回避し、停電被害を最小化することが考えられる。

また、近年のAI、IoT技術等の高度化により、特定地域内の多数の分散型電源による電気の供給と需要を調整し、効率的な系統形成を実現することが可能となっており、平時から特定の地域における配電設備の独立した維持・運用を行うことにより、再生可能エネルギーを含む分散型電源の最大限の活用と系統投資の抑制を両立することが可能となる。さらに、地域の特色に応じて、電源と需要地との距離が近接した場合には託送料金を安く設定するというような課金体系の工夫等を通じて、特定地域において設備のダウンサイジングやメンテナンスコストの削減により全体のコスト効率化も期待される。

副次的効果として、地域の特色に応じた、課金体系やサービスを提供する配電事業者が都市部以外に進出することにより、そのサービス・料金に魅力を覚えた住民や企業（工場等）が移住し、東京を含めた都市部への人口集中の緩和が期待される。

他方で、電力系統の整備作業等に従事する作業員について、一般送配電事業者は自社で作業員を雇用している場合もあれば、委託によって作業員を確保するケースもあるところ、配電事業者が作業員を個別に確保することで、作業員が不足し、一般送配電事業者の供給区域の復旧が遅れる可能性があることは否定できない。

### (3) 特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

遵守費用として、届出制度関係については、特定卸供給事業者、行政機関に対し、届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。ただし、現行制度において発電設備を保有している一般送配電事業者、発電事業者にはそれぞれ許可制・届出制が採用されているところ、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

効果について、アグリゲーターのような平時から分散型エネルギーリソースを束ねて電力の卸供給を行う者を規定することで、分散型エネルギーリソースの導入が促進され、電力の安定供給につながることを期待されるとともに、供給過多の地域から需要過多の地域に電気を引き渡すことが可能となるため、電気の効率的な供給ひいては電気料金の低減に一定程度寄与することが期待される。

副次的効果として、経済産業大臣がアグリゲーターをあらかじめ把握しておくことで、アグリゲーターへの依頼を通じて効率的に自家用電気工作物設置者に焚き増しを指令することも可能となるなど、災害復旧においても、今後重要な役割を果たしていく存在となり得る。

### (4) 新たな託送料金制度の導入

遵守費用として、承認関係については、一般送配電事業者、行政機関に対し、承認に係る書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。ただし、現行制度において一般送配電事業者は総括原価方式に基づいた料金を算定し、当該料金が記載された託送供給等約款の認可を受ける手続を行っているところ、料金部分に関する認可手続（査定）が切り出されたものと考えられることができるため、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

効果として、国の一定の関与の下、一般送配電事業者がその事業の運営に通常必要と見込まれる適正な収入水準を定め、当該収入見通しの範囲内で自由な料金設定を認めることで、適正な事業の質を担保しつつ、事業者の創意工夫によるコスト効率化を進めるものが挙げられる。

副次的効果として、費用削減インセンティブが働くことで、より合理的な電力料金を提供するための新たな技術やサービスが生まれることが期待される。

### (5) 電力データの活用

遵守費用として、認定関係については、事業者、行政機関に対し、認定に係る書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。

効果については、過去のスマートメーターデータを分析することにより、曜日や時間帯ごとの推定在宅人口を予想することで、大型災害発生時の避難時に問題となる事象（避難所過不足等）を把握し、避難計画に反映することが可能となることが考えられる。

副次的効果として、電力データがより開放的に活用されることで、不動産事業や配送事業等の他産業での活用が見込まれ、結果的にデータ分析の技術が高度化されることが期待される。

#### (6) 鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

遵守費用として、台帳の作成については、一般送配電事業者に対し、台帳作成や電気工作物の管理の費用等が想定されるが、電気工作物の管理については従来より事業者が電気の安定供給の確保のために、基より当然行うべきことであり、法文上明確化しただけに過ぎず、これにより過大に追加的な費用が発生することは考えにくい。

効果については、設備老朽化リスクの定量的な評価モデルを開発し、各一般送配電事業者に対して当該モデルに準拠した更新計画の策定を求めることで、長期的視野に立った計画的な資産管理が可能となることが考えられる。

副次的効果として、長期的な視野に立ち計画的に資産管理を行うことにより、老朽設備の維持管理に必要なコストの適正化を行うことができる。

#### (7) 災害の事前の備え・早期復旧義務

遵守費用として、本改正により規定が明確化されただけであり、元より当然行われるべき義務であるため、この規制により費用負担が発生することはない。

災害の事前の備えを明確化することで、災害時に迅速な対応、復旧を行うことが可能となることで、災害に対応する費用の削減、電力供給を早期復旧することで得られる利益等の効果が見込まれる。

副次的効果として、義務を法文上明確化することで、電力会社職員のマインドチェンジが図られる。

#### (8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方

遵守費用として、災害時連携計画の策定については、一般送配電事業者、行政機関に対し、災害時連携計画に係る書類作成や検討に関する費用が想定される。

災害復旧に係る新たな費用負担の在り方については、対象となる事業者に対して交付金の対象となる費用の算定や申請に係る書類作成に関する費用、行政機関に対しては検討に関する費用が想定される。

効果について、大規模災害発生時に、より効率的に事故が発生したエリアの一般送配電事業者とエリア外の一般送配電事業者が作業員や資材を融通し、複数の一般送配電事業者が一体となって復旧作業を行うことが見込まれる。加えて、災害復旧に係る新たな費用負担については各エリアの災害復旧に係る負担を平準化し、全国の電気料金の公平性を確保することが期待される。

副次的効果として、災害時における事業者間の連携を強めることで、被災した一般送配電事業者以外の一般送配電事業者にも災害対応のノウハウが蓄積されることが見込まれる。

#### (9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

遵守費用として、情報提供については、一般送配電事業者、行政機関に対し、個人情報の管理に関する費用が想定される。

効果について、近年災害時に、地方自治体のニーズとして、地方自治体が保有する要介護者・独居老人等の情報と停電情報とを組み合わせ、重点的に自宅訪問を行うなど、停電によ

り住民の生命、身体等に対する被害が生ずるおそれのある緊急の事態に対処するため、一般送配電事業者が把握し得る自宅レベルでの停電情報を活用したいというものがある。

加えて、自衛隊等による道路啓開（緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易的な救援ルートを開けること）を迅速に行うため、一般送配電事業者が把握する被害状況を活用したいというニーズがある。

本規制により、これらのニーズを満たすことができ、より機動的に災害に対応することが見込まれる。

副次的効果として、義務を法文上明確化することで、電力会社職員のマインドチェンジが図られる。

#### （１０）計量規制の合理化

計量法では、電力の取引・証明において、計量法上の検定を受けた電力量計を用いる規制を課しているところ、電気自動車（EV）の充電器に内蔵されるメーターやパワーコンディショナーに付随するメーター等による計量等、技術の進歩により様々な計量方法や機器が生まれてきている。

現行制度では、これらの機器により計量した値を元に取り引・証明をすると計量法違反となるところ、現実には、例えばEVの充電サービスは、計量法の検定を受けた電力量計を使用せず、「kWh」ではなく「時間」を単位として取引が行われているため、適用除外により、こうした計量も認められることになり、計量が適正化されることになる。

また、分散型エネルギーリソースを活用することにより設置される計量器の数が著しく増大することから引き起こされる計量コストの増加を、現行の計量規制を適用除外することで防ぐことができる。

副次的効果として、計量規制の適用除外により、計量コストが減少することによる計量ビジネスの拡大につながる。例えば、小さな電力量であっても相当のポテンシャルを秘めている小口のリソース活用の道を開くことになる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

〔 代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。 〕

### (1) 新たなユニバーサルサービスの創設

政府がガイドラインを策定し、主要系統から山間部等の区域の系統を独立させることを認めることが考えられるが、供給義務等が担保されないため、確実に実行されるか不透明である。

#### 【費用】

遵守費用として、独立系統化する地域については、一般送配電事業者に対し、独立系統内の電源コスト等が想定される。一方で、独立系統化することにより主要な系統と当該地域を接続していた系統が不要となるため、当該系統の維持・更新等の費用が削減されるどころ、費用対効果等を分析した上で独立系統化がなされることから、追加的な負担が過度に生ずるものではない。

#### 【効果】

災害時に復旧が難航することが見込まれる地域では、再生可能エネルギー等の地域の分散型エネルギーリソースを活用して、主要地域と当該地域を繋ぐ電線路を切り離し、独立して電力供給システムを構築（独立系統化）すれば、電気の安定供給性を向上させるとともに、送配電網の維持コストを全体として節減することが考えられる。

#### 【規制案と代替案の比較】

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

### (2) 配電事業ライセンスの創設

許可制度ではなく、より弱い規制措置である登録制度を設けた上で、行為規制については政府がガイドラインを策定し、配電事業者に遵守を求めることが考えられるが、許可制等の規制措置を設けなければ、配電事業者が乱立し、電気の安定供給及び適正かつ公平な系統運用を担保することができないため、適切ではないと判断される。

#### 【費用】

遵守費用として、許可制度関係については、配電事業者、行政機関に対し、許可又は届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。また、事業開始の準備をしたにも関わらず、許可が得られない場合には当該事業者の機会コストが発生する。ただし、現行制度において送配電設備の太宗を保有している既存の一般送配電事業者においては同様に許可制が設けられているところ、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

#### 【効果】

効果について、地域における配電設備の維持・運用を一般送配電事業者の電力網から独立して行うことにより、災害発生時において、地域内の電源を活用して早期に地域内の電力供給を安定させ、これにより、大規模停電を回避し、停電被害を最小化することが考えられる。

また、近年のAI、IoT技術等の高度化により、特定地域内の多数の分散型電源による電気の供給と需要を調整し、効率的な系統形成を実現することが可能となっており、平時から特定の地域における配電設備の独立した維持・運用を行うことにより、再生可能エネルギーを含む分散型電源の最大限の活用と系統投資の抑制を両立することが可能となる。さらに、地域の特色に応じて、電源と需要地との距離が近接した場合には託送料金を安く設定するというような課金体系の工夫等を通じて、特定地域において設備のダウンサイジングや

メンテナンスコストの削減により全体のコスト効率化も期待される。

**【規制案と代替案の比較】**

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

**(3) 特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設**

届出制度を設けず、行為規制については政府がガイドラインを策定し、特定卸供給事業者に遵守を求めることが考えられるが、届出制等の規制措置を設けなければ、経済産業大臣がその基礎的情報を把握するのが困難であり、適正かつ公平な系統運用を担保することができないため、適切ではないと判断される。

**【費用】**

遵守費用として、届出制度関係については、特定卸供給事業者、行政機関に対し、届出の書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。ただし、現行制度において発電設備を保有している一般送配電事業者、発電事業者にはそれぞれ許可制・届出制が採用されているところ、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

**【効果】**

効果について、アグリゲーターのような平時から分散型エネルギーリソースを束ねて電力の卸供給を行う者を規定することで、分散型エネルギーリソースの導入が促進され、電力の安定供給につながることを期待されるとともに、供給過多の地域から需要過多の地域に電気を引き渡すことが可能となるため、電気の効率的な供給ひいては電気料金の低減に一定程度寄与することが期待される。

**【規制案と代替案の比較】**

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

**(4) 新たな託送料金制度の導入**

政府がガイドラインを策定し、自主的な費用削減を求めることが考えられるが、実効性が担保されておらず、効果が見込めない。

**【費用】**

遵守費用として、承認関係については、一般送配電事業者、行政機関に対し、承認に係る書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。ただし、現行制度において一般送配電事業者は総括原価方式に基づいた料金を算定し、当該料金が記載された託送供給等約款の認可を受ける手続を行っているところ、料金部分に関する認可手続（査定）が切り出されたものと考えられることができるため、現行制度と比較して過大な負担を強いるものではない。

**【効果】**

効果として、国の一定の関与の下、一般送配電事業者がその事業の運営に通常必要と見込まれる適正な収入水準（以下「収入の見通し」という。）を定め、当該収入見通しの範囲内で自由な料金設定を認めることで、適正な事業の質を担保しつつ、事業者の創意工夫によるコスト効率化を進めるものが挙げられる。

**【規制案と代替案の比較】**

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

#### (5) 電力データの活用

認定協会に対し、政府がガイドラインを策定し、遵守を求めることが考えられるが、拘束力がないため、徹底した情報管理体制の確保が見込めない。

##### 【費用】

遵守費用として、認定関係については、事業者、行政機関に対し、認定に係る書類作成や審査・受理業務等の費用が想定される。

##### 【効果】

効果については、過去のスマートメーターデータを分析することにより、曜日や時間帯ごとの推定在宅人口を予想することで、大型災害発生時の避難時に問題となる事象（避難所過不足等）を把握し、避難計画に反映することが可能となることが考えられる。

##### 【規制案と代替案の比較】

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

#### (6) 鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者にアセットマネジメントを行うよう求めることが考えられるが、実効性が担保されておらず、効果が見込めない。

##### 【費用】

遵守費用として、台帳の作成については、一般送配電事業者に対し、台帳作成や電気工作物の管理の費用等が想定されるが、電気工作物の管理については従来より事業者が電気の安定供給の確保のために、基より当然行うべきことであり、法文上明確化しただけに過ぎず、これにより過大に追加的な費用が発生することは考えにくい。

##### 【効果】

効果については、設備老朽化リスクの定量的な評価モデルを開発し、各一般送配電事業者に対して当該モデルに準拠した更新計画の策定を求めることで、長期的視野に立った計画的な資産管理が可能となることが考えられる。

##### 【規制案と代替案の比較】

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

#### (7) 災害の事前の備え・早期復旧義務

政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者に災害に事前に備えておくよう求めることが考えられるが、実効性が担保されておらず、効果が見込めない。

##### 【費用】

遵守費用として、本改正により規定が明確化されただけであり、元より当然行われるべき義務であるため、この規制により費用負担が発生することはない。

##### 【効果】

災害の事前の備えを明確化することで、災害時に迅速な対応、復旧を行うことが可能となることで、災害に対応する費用の削減、電力供給を早期復旧することで得られる利益等の効果が見込まれる。

##### 【規制案と代替案の比較】

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

(8) 電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方  
政府がガイドラインを策定し、一般送配電事業者に災害時に協力を行うことを求めることが考えられるが、実効性が担保されておらず、効果が見込めない。

**【費用】**

遵守費用として、災害時連携計画の策定については、一般送配電事業者、行政機関に対し、災害時連携計画に係る書類作成や検討に関する費用が想定される。

災害復旧に係る新たな費用負担の在り方については、対象となる事業者に対して交付金の対象となる費用の算定や申請に係る書類作成に関する費用、行政機関に対しては検討に関する費用が想定される。

**【効果】**

効果について、大規模災害発生時に、より効率的に事故が発生したエリアの一般送配電事業者とエリア外の一般送配電事業者が作業員や資材を融通し、複数の一般送配電事業者が一体となって復旧作業を行うことが見込まれる。加えて、災害復旧に係る新たな費用負担については各エリアの災害復旧に係る負担を平準化し、全国の電気料金の公平性を確保することが期待される。

**【規制案と代替案の比較】**

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

(9) 災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

関係者への情報提供を示すガイドラインを策定することも考えられるが、任意の取組みに委ねることとなり、個人情報保護法の適用も曖昧となることから、実効性が確保されない。そのため、解決手段として適当ではない。

**【費用】**

遵守費用として、情報提供については、一般送配電事業者、行政機関に対し、個人情報の管理に関する費用が想定される。

**【効果】**

効果について、近年災害時に、地方自治体のニーズとして、地方自治体が保有する要介護者・独居老人等の情報と停電情報とを組み合わせ、重点的に自宅訪問を行うなど、停電により住民の生命、身体等に対する被害が生ずるおそれのある緊急の事態に対処するため、一般送配電事業者が把握し得る自宅レベルでの停電情報を活用したいというものがある。

加えて、自衛隊等による道路啓開（緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易的な救援ルートを開けること）を迅速に行うため、一般送配電事業者が把握する被害状況を活用したいというニーズがある。

本規制により、これらのニーズを満たすことができ、より機動的に災害に対応することが見込まれる。

**【規制案と代替案の比較】**

代替案では効果が限定的なものとなるため、規制案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

次世代技術を活用した新たな電力プラットフォーム研究会において、AIやIoTといったデジタル化の進展に伴う、電力新ビジネスや電力データの活用について平成30年10月から令和元年7月にかけて計8回の議論を深め、新たな電力プラットフォームの在り方についての将来像を整理した。

【資料】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/denryoku\\_platform/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/denryoku_platform/index.html)

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会において、再エネ主力電源化やレジリエンス強化の要請、設備の老朽化といった電力ネットワークの構造的変化に対応するために、設備投資の費用負担の在り方や託送料金制度の改革の方向性について計6回の議論を重ね、電力ネットワークの今後の在り方に関する報告書が令和元年8月にとりまとめられたところである。

【資料】

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/datsu\\_tansoka/pdf/20190730\\_report.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/datsu_tansoka/pdf/20190730_report.pdf)

総合資源エネルギー調査会 持続可能な電力システム構築証委員会において、電力インフラのレジリエンス強化の重要性や脱炭素化の要請を踏まえ、新技術を取り込んだ今後の我が国の電力システムのあり方について、計4回に亘り有識者や業界を交え活発な議論を行い、報告書が令和元年12月にとりまとめられたところである。

【資料】

[https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic\\_policy\\_subcommittee/system\\_kouchiku/pdf/report\\_001.pdf](https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/report_001.pdf)

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

本規制については、施行から5年を経過した適当な時期において、電気供給体制の強靱性及び持続可能性の状況並びに今般の改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、今般の改正に係る規定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

（１）新たなユニバーサルサービスの創設

電気事業者等へのヒアリング等を通じて、電力供給体制の強靱化への影響を把握する。

（２）配電事業ライセンスの創設及び（３）特定卸供給事業ライセンス（アグリゲーターライセンス）の創設

電気事業者や新たにライセンスを取得した事業者からのヒアリング等を通じて、新たにライセンスを導入したことにより、どのようなビジネスが生まれ、そのビジネスに伴い、どのような問題が発生したかを把握する。

（４）新たな託送料金制度の導入

電気事業者等へのヒアリング等を通じて、収入と費用の実績を確認する。

（５）電力データの活用

電力事業者やデータ活用に取り組む事業者からのヒアリング等を通じて、電力データの利活用状況を確認する。

（６）鉄塔等の電気工作物の計画的更新に係る努力義務等

電気事業者等へのヒアリング等を通じて、設備の更新計画等を確認する。

（７）災害の事前の備え・早期復旧義務、（８）電気事業者による災害時連携計画の策定義務及び災害復旧に係る新たな費用負担のあり方及び（９）災害時における一般送配電事業者による関係者への情報提供義務

電気事業者等からのヒアリング等を通じて、災害関連の規制の実施の状況を把握する。

（１０）計量規制の合理化

電力事業者等からのヒアリング等を通じて、計量法の適用除外により、柔軟に計量器が用いられているか確認する。